

## 東日本高速道路株式会社供用約款新旧対照表

(下線は変更部分を示す。)

新	旧
<p>(約款の効力)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 高速道路を通行し、<u>若しくは利用する車両(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第5項に規定する車両をいう。以下同じ。)</u>の運転者(以下「運転者」という。)<u>又は通行し、若しくは利用する者(運転者を除く。)</u>(以下「利用者」と総称する。)は、この約款を承認し、かつ、これに同意したものとする。</p> <p>(料金の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(料金の徴収)</p> <p>第3条 利用者は、所定の料金の徴収施設において、会社が別に定めるところにより、高速道路の料金を支払い、又はこれに代わる措置をとらなければならない。<u>その際、運転者は法第24条第4項の規定により公告された通行方法に従うものとする。</u></p> <p>2 <u>会社は、前項の規定にかかわらず、法第24条第1項の規定により、高速道路を通行し、又は利用する車両の使用者(運転者を除く。)</u>に対し、別に定めるところにより、<u>料金の支払を求めることができる。ただし、当該使用者に対する請求により運転者は支払義務を免れるものではない。</u></p> <p>(通行券の所持等)</p> <p>第4条 利用者は、前条第1項の規定に基づきその利用に関し必要となる通行券の交付を受けた場合にあっては、その利用を終えるまでの間これを所持し、会社の係員(会社からの委託に基づき高速道路の業務に従事する者を含む。以下同じ。)から請求があった場合は、これを提示しなければならない。ただし、会社の係員が通行券を回収した場合、又は前条に規定する措置をとって高速道路を利用する場合にあっては、この限りではない。</p> <p>(割増金)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>第3条第2項の規定は、前項の規定による割増金の徴収について準用する。</u></p> <p>(供用の拒絶等)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(約款の効力)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 高速道路を通行し、又は利用する者(以下「利用者」という。)は、この約款を承認し、かつ、これに同意したものと する。</p> <p>(料金の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(料金の徴収)</p> <p>第3条 利用者は、法第24条第4項の規定により公告された通行方法に従って、所定の料金の徴収施設において、会社が別に定めるところにより、高速道路の料金を支払い、又はこれに代わる措置をとらなければならない。</p> <p>2 追加</p> <p>(通行券の所持等)</p> <p>第4条 利用者は、前条の規定に基づきその利用に関し必要となる通行券の交付を受けた場合にあっては、その利用を終えるまでの間これを所持し、会社の係員(会社からの委託に基づき高速道路の業務に従事する者を含む。以下同じ。)から請求があった場合は、これを提示しなければならない。ただし、会社の係員が通行券を回収した場合、又は前条に規定する措置をとって高速道路を利用する場合にあっては、この限りではない。</p> <p>(割増金)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 追加</p> <p>(供用の拒絶等)</p> <p>第6条 (略)</p>

(スマートインターチェンジにおける車両の進入又は退出)

第7条 **運転者**は、地方公共団体が高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第11条の2第1項の規定に基づき連結許可を受けた同法第11条第1号の施設又は道路法（昭和27年法律第180号）第48条の5第1項の規定に基づき連結許可を受けた同法第48条の4第1号の施設で、道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号。以下「施行規則」という。）第13条第2項第3号に規定するETC専用施設（以下「ETC専用施設」という。）が設置され、同号のETC通行車（以下「ETC通行車」という。）のみが通行可能なインターチェンジ（以下「スマートインターチェンジ」という。）においては、ETC通行車に限り、高速道路への進入又は高速道路からの退出を行うことができる。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車（以下「緊急自動車」という。）その他会社が定める車両については、この限りではない。

2 **運転者**は、スマートインターチェンジにおいて高速道路への進入又は高速道路からの退出可能な時間帯が標識その他の方法によって表示されている場合は、当該表示に従わなければならない。

(ETC専用のインターチェンジ入口又は出口における車両の進入又は退出)

第8条 **運転者**は、ETC通行車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口（スマートインターチェンジを除く。以下それぞれ「ETC専用入口」、「ETC専用出口」という。）においては、ETC通行車に限り、高速道路への進入又は高速道路からの退出を行うことができる。ただし、緊急自動車その他会社が定める車両については、この限りではない。

2 **運転者**は、ETC通行車以外の車両により、ETC専用入口において高速道路へ進入し又はETC専用出口において高速道路から退出するにあたり、ETC専用施設又は施行規則第13条第2項第6号に規定する閉鎖施設を通行せざるを得ない場合は、第3条の規定にかかわらず、当該通行する施設において、会社が別に定めるところにより、高速道路の料金を支払い、又はこれに代わる措置を取り、通行しなければならない。

3 第3条第2項の規定は、前項の規定による料金の支払について適用する。

(係員の指示)

第9条～第11条 (略)

(スマートインターチェンジにおける車両の進入又は退出)

第7条 利用者は、地方公共団体が高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第11条の2第1項の規定に基づき連結許可を受けた同法第11条第1号の施設又は道路法（昭和27年法律第180号）第48条の5第1項の規定に基づき連結許可を受けた同法第48条の4第1号の施設で、道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号。以下「施行規則」という。）第13条第2項第3号に規定するETC専用施設（以下「ETC専用施設」という。）が設置され、同号のETC通行車（以下「ETC通行車」という。）のみが通行可能なインターチェンジ（以下「スマートインターチェンジ」という。）においては、ETC通行車に限り、高速道路への進入又は高速道路からの退出を行うことができる。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車（以下「緊急自動車」という。）その他会社が定める車両については、この限りではない。

2 利用者は、スマートインターチェンジにおいて高速道路への進入又は高速道路からの退出可能な時間帯が標識その他の方法によって表示されている場合は、当該表示に従わなければならない。

(ETC専用のインターチェンジ入口又は出口における車両の進入又は退出)

第8条 利用者は、スマートインターチェンジを除き、ETC通行車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口（以下それぞれ「ETC専用入口」、「ETC専用出口」という。）においては、ETC通行車に限り、高速道路への進入又は高速道路からの退出を行うことができる。ただし、緊急自動車その他会社が定める車両については、この限りではない。

2 利用者は、ETC通行車以外の車両により、ETC専用入口において高速道路へ進入し又はETC専用出口において高速道路から退出するにあたり、ETC専用施設又は施行規則第13条第2項第6号に規定する閉鎖施設を通行せざるを得ない場合は、第3条の規定にかかわらず、当該通行する施設において、会社が別に定めるところにより、高速道路の料金を支払い、又はこれに代わる措置を取り、通行しなければならない。

3 追加

(係員の指示)

第9条～第11条 (略)